

日本政策金融公庫とは・・・

100%政府出資の政策金融機関です。国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。国民生活事業では、小規模事業者・創業企業のみなさまへの事業資金融資などを取り扱っています。

ご利用の手続き

ご相談 お申込

- 融資制度、お申込手続きなどのお問い合わせはお電話にて承っております。
- お申込の際は、所定の借入申込書にあわせて、最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含みます。)などをご提出いただきます。郵送やホームページでのお申込も可能です。
※詳しくは、最寄りの支店または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話をお伺いします。
ご準備いただく書類は、営業状況(計画)や資産・負債の分かる書類などです。
- 事務所や店舗、工場をお訪ねすることがあります。

ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。
- ご返済方法は、元金均等返済、元利均等返済、ステップ返済などを用意しております。
※審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

お申込いただいた後は迅速に対応させていただきます。ご融資が決まるまでの平均所要日数は、2週間程度(土日、祝日を含みます。)です。ただし、ご相談内容やご融資の条件などによっては、多少日数を要する場合があります。お急ぎの場合など詳しくは、最寄りの支店窓口にお気軽にご相談ください。



ホームページでもご利用の
手続きをご案内しています。

※ホームページ上で、借入申込書のダウンロードも
できます。

ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけるという事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

事業資金に関するお問い合わせ先

事業資金相談ダイヤル

行こうよ!

公庫

 **0120-154-505**

日本公庫 ソーシャル

検索



[受付時間] 平日9:00~19:00

 **日本政策金融公庫**
国民生活事業

(平成28年4月)

NPO法人の
みなさまへ

ソーシャルビジネス

支援資金のご案内



Design Your Mission

 **日本政策金融公庫**
国民生活事業



日本政策金融公庫 国民生活事業には、 NPO法人のみなさまにご利用いただける融資制度があります。

日本政策金融公庫 国民生活事業は、ソーシャルビジネス^(注)に取り組むNPO法人のみなさまが必要とする事業資金をご融資しています。平成27年度のNPO法人向け融資実績は、初めて1,000件を超えました。

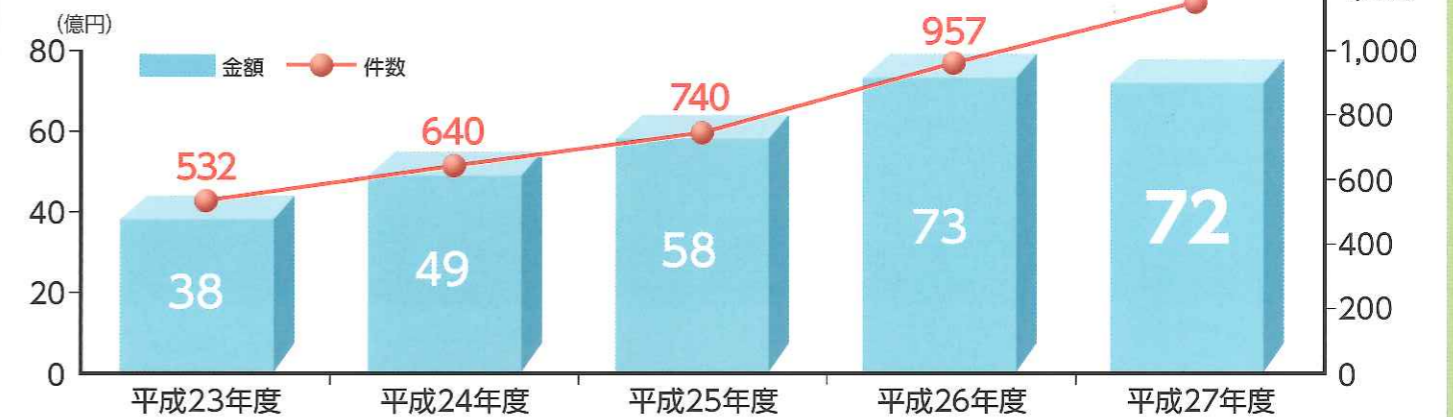
(注) 高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、地域活性化、環境保護など、地域社会が抱える課題の解決をミッション(使命)として、ビジネスの手法を用いて取り組む事業。



ソーシャルビジネスマーク

企業、NPO、住民、行政、公的機関など、さまざまな主体が手を取り合っ、地域社会が抱える課題の解決に取り組む様子を、ソーシャルビジネス(Social Business)の「S」を用いて表現しています。

NPO法人向け融資実績の推移



POINT 1

ソーシャルビジネスのための 融資制度です!

●ソーシャルビジネスに取り組むNPO法人のみなさまを資金面からサポートします。

ソーシャルビジネス支援資金(企業活力強化貸付)の概要

ご融資限度額	担保なし	4,800万円
	詳しくはPOINT2をご覧ください。	3,000万円(うち運転資金1,500万円)
	担保あり	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご返済期間	設備資金: 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)	
利率 ^(注1)	基準利率、特別利率A、特別利率C	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 NPO法人の特例 NPO法人は利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります ^(注2) 。	

(注1) 返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。

(注2) 新創業融資制度をご利用いただく方は、本特例はご利用いただけません。

POINT 2

担保・保証人を不要に することもできます!

●ソーシャルビジネス支援資金とあわせて、
下記の制度をご利用いただけます。

税務申告を2期以上行っている方

制度名	担保を不要とする融資
担保・保証人	担保不要・代表者の方のみの保証

(注1) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。

2 実質的な経営者である方や事業承継を予定している方などには、保証をお願いする場合があります。

新たに事業を始める方または 事業開始後で税務申告を2期終えていない方

制度名	新創業融資制度
担保・保証人	担保・保証人不要

(注1) 事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において、原則創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」等の一定の要件に該当することが必要です。

2 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。

ご利用例

送迎用車両の購入や新たに雇用する
従業員に対する人件費の支払い



事業内容: 高齢者介護(デイサービス)
ご融資金額: 500万円
ご返済期間: 5年
毎月のご返済元金: 9万円(利息は含みません)

施設の内装工事費やホームページ制作費、
広告宣伝費の支払い



事業内容: 子育て支援(保育所)
ご融資金額: 1,000万円
ご返済期間: 6年
毎月のご返済元金: 14万円(利息は含みません)

イベント会場の設営費や運営にかかる
諸経費の支払い



事業内容: 地域活性化(イベント企画)
ご融資金額: 200万円
ご返済期間: 1年
毎月のご返済元金: 17万円(利息は含みません)